

第6期福岡市男女共同参画審議会  
第2回DV防止・政策方針への参画促進部会（平成27年7月23日）

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）各論（部会審議項目）

**基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会を目指します**

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などあらゆる暴力が根絶され、男女が性別による差別的な取扱いを受けないなど、真に男女の人権が尊重される社会を目指します。

**（現状と課題）**

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などは被害者の多くが女性であり、その根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき緊急かつ重要な課題です。特に、配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的性別役割分担意識や理由があればある程度の暴力を容認する風潮、男女間の社会的地位や経済力の格差等の社会状況があります。国では、平成13年にDV防止法が制定され、平成16年、平成19年、平成25年と三度の改正がなされましたが、平成25年の法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象となりました。内閣府の調査（平成26年度）では、女性の約4人に1人は「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを一つでも受けたことがあると答え、約10人に1人は何度も被害を受けたことがあると答えています。一方、福岡市が行った調査（平成25年度）では、恋人、配偶者、パートナーからの暴力を受けた際に実際に取った行動は、「がまんした」割合が最も高く（女性43.8%、男性48.7%）、さらに、相談できる窓口を知らないと答えた人が14.6%（女性14.8%、男性14.3%）いました。

福岡市では、平成23年2月に「福岡市DV基本計画」を策定し、この計画に基づき、暴力防止のための広報・啓発を進め、相談窓口の周知を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して相談対応、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んできましたが、今後ともこの取り組みを一層充実・強化していく必要があります。特に、若年層に対する予防啓発について積極的に取り組む必要があります。

セクシュアル・ハラスメントについて引き続き啓発や被害者支援を進め、働く女性が妊娠・出産・育児休業等を理由に受けるマタニティ・ハラスメント防止の啓発にも取り組む必要があります。また、性犯罪の防止及び被害者支援、DVと関連が深い児童虐待、インターネットや携帯電話を介した性被害、思春期の性や子どもの人権問題などについても幅広く取り組んでいく必要があります。

生涯を通じた健康の保持のためには、心身及び健康についての正確な知識・情報の提供、男女の身体的違いを踏まえた各種検診、さらに、女性の就業者の増加や平均寿命の伸長等に伴う女性の健康問題の変化に対応した取組が求められるとともに、心の病気や男性に多く見られる自殺の問題等にも社会全体で取り組む必要があります。

また、高齢者・障がい者・外国人、性的志向や性同一性障害等を理由として困難な

状況に置かれている人々について、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

男女ともに非正規雇用労働者が増加する中、就業構造等から女性はより正規労働に就きにくく生活上の困難に陥りやすい状況にあるため、他機関と連携しながら就労支援や能力向上機会の提供等を行っていく必要があります。

①基本目標	②施策の方向	③具体的施策	④具体的施策の内容（※未定稿のため、原基本計画の文言から引用している部分もあります）	⑤担当課	⑥実施事業
2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します	1 （配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者の保護等に関する基本計画）		配偶者等からの暴力(DV)を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して相談対応、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組みます。		
		14 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。</li> <li>●被害者の早期発見・早期対応につなげるよう相談窓口の周知を図ります。</li> <li>●配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、子どもの発達段階に応じた人権教育に取り組みます。</li> <li>●国、自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策等の取組について調査、情報収集を行います。</li> </ul>	アミカス こ) こども家庭課 こ) こども家庭課 アミカス こ) こども家庭課 //	講座・講演会等による配偶者等からの暴力防止に関する啓発 相談窓口情報を掲載したカード、リーフレットの作成、配布 市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発 高校生等の若年層に向けたデートDV（交際相手からの暴力）に関する教育啓発
		15 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、福岡市男女共同参画推進センター・アミカスなどの機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。</li> <li>●被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。</li> <li>●配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。</li> <li>●在住外国人の被害者に対し通訳を派遣するなど、民間団体と連携して対応します。</li> <li>●高齢や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。</li> <li>●相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い専門性の向上を図るとともに、二次被害（被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと）を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。</li> <li>●相談員のメンタルヘルスケアや安全対策に配慮します。</li> </ul>	こ) こども家庭課 こ) こども家庭課 アミカス アミカス 保) 保健予防課 アミカス こ) こども家庭課 アミカス こ) こども家庭課 こ) こども家庭課 アミカス こ) こども家庭課	配偶者暴力相談支援センターにおける相談 区子育て支援課・家庭児童相談室における相談 アミカス相談室における相談 男性のための相談ホットラインによる相談 区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談 法的助言が必要な被害者に対する法律相談 相談員研修の充実 配偶者等からの暴力相談・支援にかかわる職員に対する研修の推進 相談員連絡会議における情報交換等による連携強化
		16 保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。</li> <li>●安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。</li> <li>●シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。</li> </ul>	こ) こども家庭課 //	危険が急迫している場合の被害者の安全確保及び一時保護 シェルターを運営する民間支援団体の活動支援
		17 被害者の自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう、住居、就業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援を行います。</li> <li>●市営住宅、児童福祉、母子父子寡婦福祉、医療保険、年金、生活保護等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。</li> <li>●被害者やその家族、支援者等の関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。</li> </ul>	住都) 住宅管理課 こ) こども家庭課 アミカス アミカス こ) こども家庭課 アミカス 保) 保健予防課 アミカス	市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用 ひとり親家庭支援センターにおける就業支援の利用（就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業） アミカスにおける就業支援の利用（女性の就職支援セミナー、就職相談、資格取得・技能習得講座） 法的助言が必要な被害者に対する法律相談 心理的ケアが必要な被害者に対するカウンセリング カウンセリング機関についての情報提供、助言 アミカスDV被害者支援のためのグループワーク
		18 関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。</li> <li>●子どもに対する支援にあたっては、要保護児童支援地域協議会との連携を図ります。</li> </ul>	こ) こども家庭課 //	福岡市女性に対する暴力防止連絡会議による国、県、民間団体等との連携 相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援

①基本目標	②施策の方向	③具体的施策	④具体的施策の内容（※未定稿のため、原基本計画の文言から引用している部分もあります）	⑤担当課	⑥実施事業
2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します	2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	<p>職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。また、相談や支援にかかわる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。</p> <p>性犯罪被害を防止するため、広報・啓発を行います。また、犯罪被害者を支援するため、相談窓口の周知に努めます。</p>			
		19 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発	<p>●セクシュアル・ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や市民に対して啓発を進めるとともに、相談窓口や対応策について情報提供を行いません。</p>	経) 就労支援課	勤労者総合啓発事業
		20 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止	<p>●市職員への研修の充実及び相談窓口の周知を図ります。</p>	総) コンプライアンス・安全衛生課 消) 職員課 水) 総務課 交) 総務課 教) 職員課 教) 教職員課	相談窓口
		21 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	<p>●学校現場における教職員間、教師と児童・生徒間のセクシュアル・ハラスメントを防止するための研修や相談体制の充実を図ります。</p>	教) 教職員課	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修
		22 相談の充実	<p>●セクシュアル・ハラスメントに関する相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。</p>	アミカス	アミカス相談室
		23 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援	<p>●防犯出前講座の実施等により、性犯罪被害を未然に防止するための広報・啓発を行います。</p> <p>●相談窓口の周知に努めます。</p> <p>●福岡市及び福岡県、北九州市が共同で運営している「性暴力被害者支援センター・ふくおか」により、犯罪被害者の支援に取り組みます。</p>	市) 生活安全課 //	性犯罪抑止啓発事業 犯罪被害者対策

①基本目標	②施策の方向	③具体的施策	④具体的施策の内容（※未定稿のため、原基本計画の文言から引用している部分もあります）	⑤担当課	⑥実施事業
2 します 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指	3 生涯にわたる健康支援		思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、発達段階に応じた教育を実施し、意識啓発を進めます。 市民や企業に対し母性機能の社会的重要性について広く啓発を行うとともに、妊産婦に対する健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など出産前から後まで一貫した保健サービスの充実を図ります。 人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実を図り、市民の健康づくりの支援に取り組みます。		
		24 青少年に対する支援、意識啓発	●思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、発達段階に応じた、エイズや性感染症、喫煙、飲酒、薬物乱用防止のための教育や健康教育を実施します。また、教員への研修の充実を図ります。	こ) こども相談課	思春期相談 思春期ひきこもり等相談事業 女の子専用相談電話
				保) 保健予防課	性感染症予防対策
				教) 学校指導課	性教育の手引きに基づく指導 性に関する指導者研修会の開催 情報モラル教育の推進
		25 母性機能の社会的重要性に関する認識の浸透	●市民や企業に対して、次世代へ生命を受け継ぐという社会的に重要な役割を担う母性機能の保護の必要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。	こ) こども発達支援課 //	マタニティスクール 働くママとパパのマタニティスクール
				経) 就労支援課	勤労者総合啓発事業
		26 出産前後の女性の健康管理の支援	●母親が安心して出産し、子どもが健やかに生まれ育つために、出産前から出産後まで一貫した保健対策を実施します。特に、妊婦の健康管理のための妊婦健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など、妊産婦に対する保健サービスの充実に努めます。また、不妊治療に関する経済的支援や相談体制の充実を進めます。	こ) こども発達支援課	妊婦健康診査 母子巡回健康相談 母親の心の健康支援事業 特定不妊治療費助成事業
				保) 口腔保険支援センター	妊婦歯科健康診査
		27 ライフステージに応じた心身の健康管理の支援	●人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、各種健康診査の受診を推進するとともに、健康づくりセンターや区保健福祉センターにおいて、市民が自分に適した健康づくりを実践できるよう施策の充実を図ります。  ●区保健福祉センター、精神保健福祉センターにおいて、心の健康に関する相談体制を充実し、ライフステージに応じたメンタルヘルスやストレス対応を含めた市民のこころの健康づくりに取り組みます。	保) 健康増進課 保) 保健予防課 保) 精神保健福祉センター // アミカス	マンモグラフィによる乳ガン検診 精神保健相談及びうつ病予防対策 心の健康づくり事業 依存症・ひきこもり等専門相談 健康管理の支援のための講座 アミカス相談室
				教) 学校指導課 //	性教育の手引きに基づく指導 性教育（エイズ教育）指導者研修会の開催

①基本目標	②施策の方向	③具体的施策	④具体的施策の内容（※未定稿のため、原基本計画の文言から引用している部分もあります）	⑤担当課	⑥実施事業
<p>2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会を目指す</p>	<p>4 様々な困難な状況に置かれた女性等への支援</p>	<p>28 ひとり親家庭への支援の充実</p>	<p>ひとり親家庭等で困難を抱える方への相談体制の充実や就業支援に取り組みます。高齢者や障がい者等、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう支援するとともに、市民の理解を深めるために啓発等に取り組みます。</p> <p>●多様な相談に適切に対応するため、相談員に対して研修を行い、資質の向上を図り、相談体制の充実に努めるとともに、関係機関とのネットワークづくりを行い連携を強化します。</p> <p>●ひとり親家庭に対し、子育てと仕事の両立など自立に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭支援センターにおいて実施する講座等の充実や職業安定所等との密接な連携により就業を支援するとともに、教育や生活の支援に取り組みます。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>基本目標3-4から 移動</p> </div>	<p>こ) こども家庭課 こ) こども家庭課 保) 高齢社会政策課 アミカス</p>	<p>区子育て支援課・家庭児童相談室における相談 区家庭児童相談室相談員研修 民生委員・児童委員、主任児童委員研修 アミカス相談室</p> <p>こ) こども家庭課 こ) こども家庭課 こ) こども家庭課 こ) こども家庭課 こ) こども家庭課 住都) 住宅管理課</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭支援センター事業 ひとり親家庭就業支援事業 ひとり親家庭自立支援給付金事業 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 市営住宅へのひとり親家庭優遇措置</p>
		<p>29 高齢、障がい等により困難を抱えた女性等への支援</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 20px; text-align: center; width: 100%;"> <p>調整中</p> </div>		

**基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します**

市の政策・方針決定過程や職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画することで、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になる社会を目指します。

（現状と課題）

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定過程に男女が対等な立場で共に参画し、多様な視点が反映されることが重要です。

しかし、我が国では、男女共同参画の国際的な指標の一つである GGI（ジェンダー・ギャップ指数）が 142 か国中 104 位である（世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2014」による）ことからわかるように、女性の参画状況は十分とはいえません。

このような現状の中、国においては、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度」の目標を達成するため、分野や実施主体の特性等に応じた実効性あるポジティブ・アクションの推進などの取組をすすめています。また、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、企業等における女性登用の数値目標や行動計画の策定と公表が義務付けられました。福岡市においても、第 2 次基本計画では審議会等への女性の参画率について、「平成 27 年までに 35%」との数値目標を設定し取り組んできました。しかし、平成 26 年 6 月 1 日現在の参画率は 29.8%で、88 の審議会のうち 7 の審議会等で女性委員が一人もいない状況です。

女性の参画を進めるため、第 3 次基本計画では、数値目標をさらに高く設定し、参画率の向上と女性委員がいない審議会等の解消に向けて、実効性のある取組を全庁的により一層推進する必要があります。

また、市女性職員の登用については、全職員に占める女性の割合が平成27年5月1日現在30.1%であるのに対し、女性の役付職員の割合は16.7%と増加していますが、十分とは言えない状況です。平成26年10月に取りまとめた「女性職員活躍推進プロジェクトチーム報告書」では、その要因として、長時間労働を前提とした働き方が仕事と家庭の両立を困難にしていることや、管理監督者の固定化した価値観及び過剰な配慮が女性職員の活躍を阻害していることなどがあがっています。政策・方針決定過程に多くの女性職員が参画できるためには、「福岡市職員の人材育成・活性化プラン」に基づき管理監督者の意識を高め、男女の区別なく意欲と能力に応じて評価され、また、女性職員が多くの仕事に参画でき、能力が発揮できるようチャレンジ支援を進める必要があります。あわせて、男性職員の育児休業取得促進や研修の実施など、男女共に働きやすい職場環境づくりを進める必要があります。

①基本目標	②施策の方向	③具体的施策	④具体的施策の内容（※未定稿のため、原基本計画の文言から引用している部分もあります）	⑤担当課	⑥実施事業	
5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進	市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、市の施策展開に多様なニーズを反映させるするため、審議会等への女性の参画を促進するとともに、市の女性職員の登用を図り、その活躍を推進します。				
		49 審議会等への女性の参画促進	●審議会等委員への女性の参画率が、平成32年度までに40%を達成することを目標に、審議会ごとに状況や課題の分析を行った上で、「福岡市男女共同参画推進協議会」において実効性のある取組を進めるとともに、委員構成や選任方法の見直しを図るなど委員改選期の事前協議を徹底し、女性の参画促進及び女性委員のいない審議会等の解消を図ります。	市) 男女共同参画課 アミカス	審議会等委員女性参画のための事前協議 人材情報の提供	
		50 市役所における男女共同参画の推進	●「福岡市職員の人材育成・活性化プラン」に基づき、女性職員のチャレンジ支援と、男女共に仕事と生活が両立できる働きやすい職場環境づくりを進めます。特に、長時間労働を前提とした働き方の見直しや、管理監督者をはじめとする職員の意識改革、男性職員の家事育児参画の促進などの取組を推進します。  ●職員研修センターが実施する研修や職場研修など、あらゆる研修の機会をとらえて、市職員が男女共同参画への理解を深め、市政の各場面で男女共同参画の視点を持って施策を展開するよう、啓発を進めます。	総) 人材育成課  総) 労務課	福岡市職員の人材育成・活性化プランに基づく女性職員活躍の推進  福岡市特定事業主行動計画に基づく仕事と家庭の両立支援策の推進	
				市) 男女共同参画課	男女共同参画推進協議会・幹事会	
				教) 教職員課	女性教職員の管理職登用の促進	
				総) 人材育成課	職員研修センターにおける男女共同参画研修	
				市) 人権推進課	人権啓発推進者研修	
				市) 男女共同参画課	男女共同参画推進担当者研修	
				総) 企画調整部	ユニバーサル都市・福岡の推進	
		2 女性あらゆる分野の参画促進の意思決定過程への	あらゆる分野の意思決定過程に女性が参画できるよう、企業や地域等における女性の参画を促進します。			
			51 企業における女性の参画促進	●企業の実情を踏まえ、関係機関と連携して、女性の参画促進に向けた各種取組を進めます。	アミカス //	企業向け講演会 女性のチャレンジ支援のための講座等（女性リーダー育成研修）
			52 農林水産業の分野における女性の参画促進	●農林水産業に従事する女性の活動を支援し、女性の地位向上のための環境づくりを進めます。	農水) 農業振興課 農水) 水産振興課	女性農業者育成支援事業 玄海つまかもん食育事業
			53 地域における女性の参画促進	●地域諸団体への働きかけ、女性リーダーの育成などの取組により、地域の意思決定過程への女性の参画を促進します。	市) 男女共同参画課 //	男女共同参画地域づくり事業 地域における諸団体の長等への就任率調査